

◆丹波市の上乗せ補助事業（雇用維持安定支援事業補助金）

〔雇用維持安定支援事業補助金の補助率、限度額〕

・仕事と家庭の両立支援事業（国の補助額の1/3 限度額20万円）

※両立支援助成金の交付を受けた事業所が対象

【国】両立支援等助成金

1. 出生時両立支援コース

- ①男性労働者に育児休業を取得させた場合（連続5日以上）
- ②男性労働者に育児目的休暇を取得させた場合（合計5日以上）

育児休業	育児取得者	中 小 企 業	
	1人目	57万円	
2人目以降	5日以上の育休	14.25万円	
	14日以上育休	23.75万円	
	1ヶ月以上の育休	33.25万円	
育児目的休暇	1事業主 1回限り	28.5万円	

2. 介護離職防止支援コース

- ①介護取得時：介護休業を取得させた場合（合計5日以上）
- ②職場復帰時：介護休業を取得させた労働者を復職させた場合
- ③介護両立支援制度：短時間勤務や介護休暇などを利用し、仕事と介護を両立
- ④新型コロナウイルス特例：コロナ対応として、家族を介護するために特別休暇を取得させた場合

	支給額
休業取得時	28.5万円
職場復帰時	28.5万円
介護両立支援制度	28.5万円
新コロ対応特例	休暇取得日数が5日～10日 20万円
	休暇取得日数が10日以上 35万円

3. 育児休業等支援コース

- ①育休取得時：育児休業を取得させた場合（連続3ヶ月以上）
- ②職場復帰時：育児休業を取得させた労働者を復職させた場合
- ③代替要員確保時：育休取得者の代替要員を確保した場合
- ④職場復帰後支援：法律を上回る（有給かつ時間単位で取得できる）子の看護休暇制度を導入し、利用させた場合
または、保育サービス費用補助制度（ベビーシッター費用補助等）を導入し、利用させた場合

			支給額
育休取得時			28.5万円
職場復帰時			28.5万円
代替要員確保時			47.5万円
職場復帰後支援	子の看護休暇	制度導入時	28.5万円
		制度利用時	1,000円×時間
	保育サービス費用補助	制度導入時	28.5万円
		制度利用時	事業主負担の3分の2

～令和4年度雇用維持安定支援事業拡充～

4. 女性活躍加速化コース

- ①女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、取組目標が達成できた場合

	支給額
数値目標達成時	47.5万円

5. 不妊治療両立支援コース

- ①環境整備、休暇取得時：プランに基づき休暇制度・両立支援制度を5日以上取得させた場合
- ②長期休暇の加算：休暇制度を20日以上連続して取得させ、原職に復帰させ3ヶ月以上継続勤務させた場合

①環境整備・休暇の取得等	②長期休暇の加算
28.5万円	1人当たり28.5万円

6. 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得コース

- ①医師の判断により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度を設け、20日以上取得させた場合

	支給額
対象労働者1人当たり	28.5万円